## 国保ニュース

# 2011年第186号

### 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成 22 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号)について下記のとおり改正し、平成 22 年 12 月 1 日から適用することとの通知(平成 22 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 2 号)がありましたのでお知らせします。

記

- 1 別表のⅡの099の(1)の①を次のように改める。
- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「現収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用心血管用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。

「特定保険医療材料の定義について」

(平成22年3月5日保医発0305第8号) の一部改正について

改正後 現行

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第 9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

099 組織代用人工繊維布

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性へルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性へルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用心血管用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。

② (略)

 $(2) \sim (3)$  (略)

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第 9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

099 組織代用人工繊維布

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性へルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性へルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」若しくは「コラーゲン使用心血管用パッチ」であること。

② (略)

 $(2) \sim (3)$  (略)

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 12 月 1 日から適用しますとの通知(平成 22 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 4 号)がありましたのでお知らせします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款 D012中(41)を(42)とし、(30)から(40)までを(31)から(41)までとし、(29)の次に次のように加える。
  - (30) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)
    - ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。
    - イ 喀痰または上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により肺炎又は下気道感染症の診断に 用いた場合に算定する。
    - ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- ◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」

(平成22年3月5日保医発0305第1号) 別添1第2章第3部中

改 正 後	現行
D012 感染症免疫学的検査	D012 感染症免疫学的検査
$(1) \sim (29)$ (略)	$(1) \sim (29)$ (略)
(30) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)	
ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の	
尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。	
イ 喀痰または上咽頭ぬぐいを検体として、イ	
ムノクロマト法により肺炎又は下気道感染	
症の診断に用いた場合に算定する。	
ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した	
場合には、主たるもののみ算定する。	
$(31) \sim (42)$ (略)	
	(30) ~ (41) (略)

### ボトックス注用 100 単位及び同注用 50 単位の薬事法上の効能・効果の変更に伴う留意事項の一部改正について

ボトックス注用 100 単位及び同注用 50 単位については、それぞれ「薬価基準の一部改正について」(平成 9年4月1日付け保険発第49号)及び「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成20年12月18日付け保医発第1218001号)において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、平成22年10月27日付けで同製剤の薬事法上の効能・効果が変更されたことに伴い、同留意事項の一部を下記のとおりに改正し、平成22年10月27日から適用することとします(平成22年12月1日付け保医発1201第1号)との通知がありましたのでお知らせします。

記

1 ボトックス注用 100 単位に係る留意事項について

「薬価基準の一部改正について」(平成9年4月1日付け保険発第49号)の記IIの2の(1)を次のように改める。

- (1) 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生される A 型ボツリヌス毒素であり、使用上の注意において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足以外には使用しないこと」、また、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足に使用した場合に限り算定するものであること。
- 2 ボトックス注用 50 単位に係る留意事項について

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成 20 年 12 月 18 日付け保医発第 1218001 号)の記 2 の(2)の①を次のように改める。

① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生される A 型ボツリヌス毒素であり、使用上の注意において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び 2 歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足以外には使用しないこと」、また、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び 2 歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足に使用した場合に限り算定するものであること。

_(1	)	国民健康	保険並びにす	8人保健		(2) 退	職者医療			
			国 民 健 康 保 険							
区		分		日 数		平均点数		日数		平均点数
			決定件数		決定点数		決定件数		決定点数	
				(処方箋枚数)	(1件当たり)			(処方箋枚数)		(1件当たり)
			件	B	点	点	件	B	点	点
		入 院	27, 504	426, 066	1, 313, 680, 854	47, 763. 27	1, 377	19, 185	76, 492, 060	55, 549. 79
医	科		件	Ħ	点	点	件	B	点	点
		入院外	1, 051, 406	1, 750, 633	1, 398, 012, 552	1, 329. 66	57, 844	96, 302	88, 772, 052	1, 534. 68
		1 17th	件	E 1.51	点	点	件	. I	点	点
45	±Ν	入院	153	1, 151	5, 202, 416	34, 002. 72	5	31	138, 056	27, 611. 20
歯	科	入院外	件 240, 158	507, 086	点 309, 988, 914	点 1, 290. 77	件 14, 052	30, 210	点 18, 151, 714	1, 291. 75
			件	枚	点	点	件	枚	点	点
調		剤	632, 671	792, 499	671, 223, 713	1, 060. 94	34, 701	42, 360	39, 149, 681	1, 128. 20
訪	問	看 護	969	5, 872	60, 848, 550	62, 795. 20	0	0	н 0	H
				件	, ,	円		件	- 1	円
支	払;	総額		1, 952, 861	27, 242, 550, 722			108, 061	1, 562, 723, 785	

(3) 後期高齢者医療

	(7) 区列印刷日区凉												
					後期	高	齢	者	医	療			
区		分			月	数					平:	均点数	
				決定件数			i	決定	点数				
					(処方箋	(枚数)					(14	<u>‡当たり)</u>	
				件		Ħ				点			点
		入	院	32, 233	56	9, 541	1,	563,	241,	728	4	48, 498. I	18
医	科			件		H				点			点
		入院外		661, 421	1, 28	0,663	1,	055,	973,	822		1, 596.	52
		_	17/	件		E 0.4			000	点		27 000 /	点
l .		入	院	70		584		1,	892,	310	-	27, 033. (	υu
歯	科	7. K	完外	件 81, 631	17	⊓ 7, 787		118,	027	点 787		1, 445. 8	点 87
		/ N/2	/L/	件	- 11	枚		110,	021,	点		1, 110.	点
調		剤		424, 219	58	0, 428		605,	728,	461		1, 427.8	87
				件		H				円			円
訪!	問 君	旨 諺	Ę	1,060		7, 149		73,	826,	500		69,647.6	64
						件					円		
支	払糸	窓 額	Ą		1, 200	, 634	30,	087,	600,	760			

#### 平成 22 年 11 月審查分·審查支払状況

(1) 国民健康保険並びに老人保健

(2)	退職者医療

				国 民 健	康 保 険		退職者医療					
区		分		日 数		平均点数		日 数		平均点数		
			決定件数		決定点数		決定件数		決定点数			
				(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)		
			件	B	点	点	件	F	点	点		
		入 院	28,008	442, 464	1, 354, 087, 741	48, 346. 46	1, 435	19, 733	75, 051, 403	52, 300. 63		
医	科		件	B	点	点	件	B	点	点		
		入院外	1, 104, 216	1, 854, 656	1, 457, 677, 035	1, 320. 10	60, 066	100, 855	91, 587, 126	1, 524. 77		
		- 17-ts	件	E COE	点	点	件	F	点	点		
ne.	T)	入院	154	1, 237	5, 748, 450	37, 327. 60	4	36	149, 989	37, 497. 25		
歯	科	入院外	件	E47 100	点 226 E02 9E1	点 210 25	作 15 020	日 220 170	点 10 670 757	点 1 200 64		
		ハデクト	255, 314	547, 190	336, 593, 251	1, 318. 35	15, 020	320, 170	19, 670, 757	1, 309. 64		
調		剤	668, 829	851, 443	705, 775, 138	1, 055. 24	36, 354	45, 189	41, 078, 192	1, 129. 95		
			件	E	円	円	件	Ħ	円	円		
訪	問君	旨 護	1,010	6, 188	63, 997, 750	63, 364. 11	69	490	5, 205, 800	75, 446. 38		
Ι.				件		円		件		円		
支	払糸	総額 二		2, 057, 531	28, 433, 941, 578			112, 948	1, 594, 590, 187			

(3) 後期高齢者医療

_(3)	- 12	又为几	口  阻  h	白 医 原								
					後期	高	齢	者	医	療		
区		分			日 券	汝					平:	均点数
				決定件数			ì	决定点	点数			
					(処方箋材	女数)					(1件	‡当たり)
		入	院	件 32, 071	581,	662	1,	589, 8	322,	点 864	4	点 49, 571. 98
医	科			件	·	H				点		点
		入院外		682, 366	1, 337,	987	1,	087, 5	588,	175		1, 593. 85
		入	院	件 66		488		1, 8	320,	点 614	4	27, 585. 06
歯	科	71.175	总外	件 89, 760	100	<sub>1</sub>		131, 6	2EO 1	点 COO		点 1, 466. 80
		/\b	七クト	89,760	199,	214		151, 0	559,	699		1,400.80
調		剤		438, 759	605,	894		626, 2	238,	396		1, 427. 29
訪問看護			ŧ	件 1, 045	7,	234		74, 6	572,	円 200		円 71, 456. 65
支扌	乙 糸	※ 額	Į		1, 244, (	件 067	30,	921, 8	319,		円	

### ◎お知らせ◎

### レセプト作成したら必ず見直しを。

レセプトの作成において、保険者番号、被保険者証の記 号・番号、被保険者の生年月日・性別等コンピューターの 入力誤りがないかどうか、十分確認をお願い致します。

また、保健医療機関・保険薬局の窓口において、月に一 度は被保険者証の確認をお願い致します。

### 編集・発行人

行 平成23年1月14日 発

千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 発 行 所

千葉県国民健康保険団体連合会

電話 (043) 254-7174

橋本 秀夫 発行責任者 土屋 憲久 編集責任者 ㈱ さくら印刷 印刷所